熊谷ブランド「晴れまち」 認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、熊谷市（以下「市」という。）が市産品を「熊谷ブランド『晴れまち』」として認定し、統一的なブランディングをすることにより、認知向上と高付加価値化、市内産業の活性化・競争力強化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市産品　原則として市内で生産又は製造された農林畜産品、加工品、又は工芸品及び工業製品をいう。

⑵　事業者等　農林畜産業、食品加工業若しくは製造業等を営む個人、法人又はこれらを営むもの等で組織される法人、若しくは団体等であって、市産品を生産又は製造するものをいう。

⑶　認定　原則として事業者等からの申請に基づき、別に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合する市産品を「熊谷ブランド『晴れまち』」として認めることをいう。

（協議会の設置）

第３条　市長は、認定の審査等を行うため、熊谷ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会の組織その他必要な事項は、市長が別に定める。

（認定の対象）

第４条　認定の対象は、市産品とする。

（認定基準）

第５条　市長は、申請された市産品を認定するにあたり、その認定基準を別に定め、公表するものとする。

（認定申請資格）

第６条　認定の申請を行うことができる者は、認定の対象となる市産品に係る事業者等であって、熊谷ブランド「晴れまち」の専用登録フォームにおいて生産者、飲食店、その他事業者のいずれかに登録のあるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業その他これに類する営業を営むもの

⑵　前号の営業に従事するもの

⑶　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの

⑷　事業者等に暴力団員等（熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条第２号に規定する暴力団員及び第３条第２項に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者が含まれるもの

⑸　事業者等に租税その他の公課を滞納しているものが含まれるもの

⑹　前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業

種、事業者その他熊谷ブランド「晴れまち」の専用登録フォームにおいて生産者、飲食店、その他事業者として登録することが不適当であると市長が認めるもの

（認定の申請）

第７条　認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市が別に定める期間内に、「熊谷ブランド『晴れまち』」認定申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書面を添付して市長に申請しなければならない。

⑴　誓約書（様式第２号）

⑵　熊谷ブランド「晴れまち」認定申請調書（様式第３号）

⑶　申請品の写真（プリントしたもの及び電子データ）

⑷　その他市長が必要と認める書面

（認定審査）

第８条　市長は、前条に規定する申請があったときは、認定の審査を、協議会に付託するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、この要綱の目的に照らし特に必要と認めるときは、熊谷市産業振興部内での審議において認定基準に適合すると認められた市産品を認定することができる。

３　申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

（認定の決定）

第９条　市長は、前条による認定審査の結果、申請に係る市産品が認定基準に適合すると認められたときは、当該市産品を

「熊谷ブランド『晴れまち』」に認定し、その旨を書面により、当該事業者等（以下「認定事業者」という。）に通知するものとする。

２　市長は、前項の認定をしたときは、事業者等に「熊谷ブランド『晴れまち』」の認定を受けた市産品であることを証する書面を交付するものとする。

３　市長は、協議会の審査の結果、認定基準に適合しないと認められたときは、理由を付して当該事業者等に通知するものとする。

（認定の公表等）

第１０条　市長は、「熊谷ブランド『晴れまち』」に認定した市産品（以下「認定品」という。）の内容及び認定理由等を原則として公表し、積極的に情報発信をするものとする。

（認定の表示）

第１１条　認定事業者は、認定品が「熊谷ブランド『晴れまち』」の認定を受けた商品であることを表示することができる。

２　前項の表示に関しては、別に定める熊谷ブランド認定表示ガイドラインによるものとする。

（業務状況の聴取等）

第１２条　市長は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（認定の取消）

第１３条　市長は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の審議を経て認定を取り消すことができる。

⑴　認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。

⑵　認定基準に適合しないと認められたとき。

⑶　虚偽の申請により認定を受けたとき。

⑷　前条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。

⑸　認定品の生産、製造又は販売を廃止又は１年以上中止したとき。

⑹　その他、制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

２　市長は、認定を取り消す場合は、その対象となる市産品を公表することができる。

３　第１項の規定に該当することにより認定を取り消された者は、その取り消しの日から２年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

（認定の有効期間及び認定更新）

第１４条　認定の有効期間は、認定した日から２年経過した日の属する年度末の３月３１日までとする。

２　市長は、前項の規定による認定の有効期間が満了する場合において、前条による認定の取消又は認定事業者からの認定辞退の申し出があったときを除き、自動的に認定の更新を行う。

３　市長は、認定の更新をした場合は、認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

（認定事業者の責務）

第１５条　認定事業者は、この要綱に定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

⑴　認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、熊谷市に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。

⑵　認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。

⑶　第１２条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等（申請調書記載の販売量・販売額等の根拠を示す帳簿）関係書類の整理保管に努めなければならない。

２　認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者等がその責任を負うものとする。

（事務処理）

第１６条　この認定に関する事務処理は、産業振興部農業政策課が行う。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な条項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１０月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１２月２４日から施行する。